

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

①年 月 日 荏田町長 殿			
②届出者 住所 _____ (電話 _____) 氏名 _____			
③設置者	住所	電話	
	氏名		
製造所等の別	④	貯蔵所又は取扱所の区分	⑤
設置の許可年月日及び許可番号	⑥年 月 日 第 号		
設置場所	⑦		
在庫管理に従事する者の職務及び組織	別紙『計画書』のとおり		
在庫管理に従事する者に対する教育	別紙『計画書』のとおり		
在庫管理の方法	別紙『計画書』のとおり		
危険物の漏れが確認された場合に取りるべき措置	別紙『計画書』のとおり		
その他必要な事項	⑧		
※受付欄	※備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

## 〔地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書記載要領〕

- ① 申請日（申請書提出日）を見入する。
- ② 「届出者」欄は、原則として当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。  
届出者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。  
代理人を定めて届出の場合は、委任状を添付する。
- ④ 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
- ⑤ 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。  
なお、国際輸送用移動タンク貯蔵所にあつては、「国際輸送用」である旨記入する。
- ⑥ 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、当該危険物施設の設置許可年月日・番号を記入する。
- ⑦ 「設置場所」欄は、当該危険物施設の所在地を記入する。
- ⑧ 「その他必要な事項」欄は、上記記載事項以外に必要な事項を記入する。

\* 「別紙『計画書』のとおり」とは、下記資料を参考に作成する。

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び  
危険物の漏えい時の措置に関する計画書

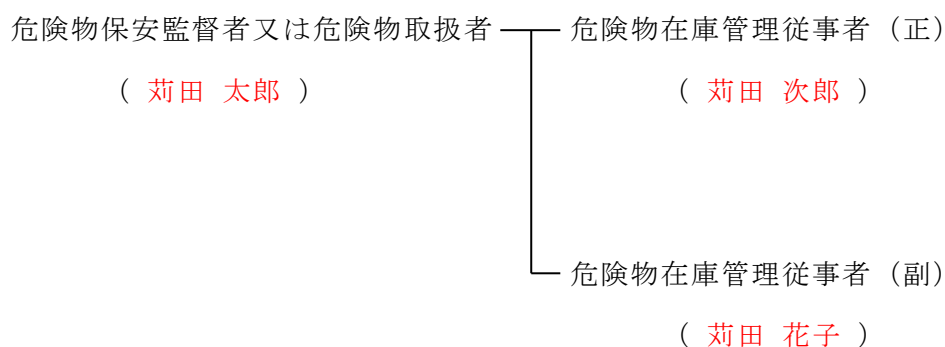
事業所名 ○○○○○株式会社

## 1 危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織

### (1) 職務

危険物の在庫管理に従事する者は漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の百分の一以上の精度で在庫管理を行うことにより、一週間に一回以上危険物の漏れを確認する。

### (2) 組織



## 2 危険物在庫管理従事者に対する教育

危険物保安監督者又は危険物取扱者は危険物在庫管理従事者に対し次の教育を実施する。

対象者	実施時期	内容
危険物在庫管理従事者	1回/年  対象者が交代した場合は、随時	1 在庫管理に関する基本的事項 (1) 在庫管理実施計画書の目的 (2) 在庫管理の法的根拠 (3) 在庫管理の対象となる設備の確認 2 在庫管理の方法 3 漏えい検査管の点検方法 4 異常時の対応 (1) 異常の判断基準 (2) 異常時の対応手順

### 3 在庫管理の方法

#### (1) 在庫管理の方法

漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の百分の一以上の精度で在庫管理を行うことにより、一週間に一回以上危険物の漏れを確認する。

#### (2) 在庫管理の対象設備

○地下タンク

タンクNo.	油種名	容量	構造	完成検査年月日
1	灯油	20 kℓ	直・室・漏れ・SS・SF・FF	昭和○年○月○日
2	軽油	20 kℓ	直・室・漏れ・SS・SF・FF	昭和○年○月○日
3	廃油	10 kℓ	直・室・漏れ・SS・SF・FF	昭和○年○月○日
4	ガソリンH	30 kℓ	直・室・漏れ・SS・SF・FF	平成○年○月○日
5	ガソリンR	30 kℓ	直・室・漏れ・SS・SF・FF	平成○年○月○日
		kℓ	直・室・漏れ・SS・SF・FF	年 月 日

○漏えい検査管

No. 1 ～ No. ( 14 ) 合計本数：( 14 ) 本

### 4 危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置

- (1) 危険物在庫管理従事者は、在庫管理の方法により危険物の漏れが疑われた場合は、速やかに危険物保安監督者又は危険物取扱者へ報告する。
- (2) 危険物保安監督者又は危険物取扱者は、危険物在庫管理従事者から報告された状況が、危険物の漏れと判断された場合は、速やかに設置者及び苅田町長（苅田町消防本部 予防課危険物係）に報告する。
- (3) 設置者は、危険物の漏れ拡大防止等の措置を実施する。
- (4) 設置者は、専門業者に詳細検査を依頼する。
- (5) 設置者は、異常個所の特定後、苅田町消防本部 予防課危険物係と相談の上、適切な復旧工事を実施する